

応急手当普及員が行う救命講習実施要領

島尻消防組合消防本部

(趣旨)

第1条 この要領は、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(平成5年3月30日消防救第41号 都道府県知事あて 消防庁次長)に基づき応急手当普及員の認定等に定める応急手当普及員(以下「普及員」という。)が行う普通救命講習等(以下「講習」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(実施計画の連絡)

第2条 消防長は、普及員が事業所の従業員及び防災組織等の構成員等に講習を行おうとするときは、事前に警防課と調整させるものとする。

(救命講習用備品等の貸出し)

第3条 消防長は、普及員が講習を実施するにあたり、救命講習用備品等の借用を消防本部に願ったときは、「救命講習用備品等借用申込書」(第1号様式)を提出させるものとする。

2 普及員は、消防本部から救命講習用備品等を借り受けたときは、責任をもって管理し、講習終了後に速やかに返納するものとする。

3 救命講習用備品等を借り受けた者は、その備品等を損傷させ、若しくは亡失したときは、「救命講習用備品等損傷・亡失報告書」(第8号様式)により、直ちに消防長に届け出なければならない。

(職員の出向)

第4条 消防長は、普及員の技能管理徹底のため必要があると認めるときは、普及員が行う講習会に消防職員を出向させ、実施状況を確認させることができる。

(講習実施報告)

第5条 消防長は、普及員が講習を実施したときは、「普通救命講習実施報告書」(第2号様式)及び訓練風景写真3~4枚を提出させるものとする。(第3号様式)

また、入門コース・その他の講習を実施したときは、「入門コース・その他の講習実施報告書」(第7号様式)を提出させるものとする。

(修了証の交付等)

第6条 消防長は、普及員の申請に基づき講習の修了証を交付しようとするときは、「普通救命講習修了証交付申請書」(第4号様式)及び「普通救命講習効果確認表」(第5号様式)、また受講者全員に「応急手当講習受講申請書」(第6号様式)を提出させるものとする。

2 修了証の交付対象者は、原則として南城市及び八重瀬町の在住、在学(中学生以上)、在勤者に限る。

3 修了証には、応急手当普及員名を併記するものとする。

(講習への参加)

第7条 消防長は、普及員の技能維持及び向上のため、本人の求めに応じ、島尻消防本部の実施する普通救命講習会に参加または見学させることができる。

(情報交換等)

第8条 警防課長及び普及員は、常に連絡を密にし、応急手当の内容変更、指導方法等講習に関する情報の交換を行うものとする。

付 則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。